

県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 平沼 健

- 1 日時
平成 19 年 7 月 2 日（月曜日）
午前 10 時 4 分開会、午前 11 時 30 分散会
- 2 場所
第 4 委員会室
- 3 出席委員
平沼健委員長、高橋昌造副委員長、渡辺幸貫委員、佐々木順一委員、小田島峰雄委員、
嵯峨耆朗委員、熊谷泉委員、田村誠委員、阿部富雄委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
鈴木担当書記、野崎担当書記、吉田併任書記、宮併任書記
- 6 説明のため出席した者
県土整備部
西畑県土整備部長、橋場県土整備企画室長、佐藤道路都市担当技監、
沖河川港湾担当技監、佐々木県土整備企画室企画担当課長、
早野建設技術振興課総括課長、藤原建設技術振興課技術企画指導担当課長、
深澤道路建設課総括課長、沼崎道路建設課農林道担当課長、水野道路環境課総括課長、
若林河川課総括課長、佐藤河川課河川開発担当課長、野中砂防災課総括課長、
沢口都市計画課総括課長、西尾大矢都市計画課まちづくり担当課長、
佐藤下水環境課総括課長、鈴木建築住宅課総括課長、茅森建築住宅課建築指導担当課長、
金田建築住宅課営繕担当課長、竹本港湾課総括課長、白崎空港課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案
県土整備部関係
ア 議案第 2 号 平成 19 年度岩手県一般会計補正予算（第 3 号）
イ 議案第 3 号 平成 19 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
ウ 議案第 9 号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する
議決の変更に関し議決を求めることについて

エ 議案第 10 号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し
議決を求めることについて

オ 議案第 17 号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例

カ 議案第 23 号 財産の処分に関し議決を求めることについて

(2) その他

ア 次回及び次々回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○平沼健委員長 おはようございます。ただいまから県土整備委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更についてお諮りいたします。さきの委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第 2 号平成 19 年度岩手県一般会計補正予算（第 3 号）中、第 1 条第 2 項第 1 表中、歳出、第 6 款農林水産業費中、第 3 項農地費中、第 2 目土地改良費のうち県土整備部関係、第 3 目農地防災事業費のうち県土整備部関係、第 4 項林業費中、第 6 目林道費、第 5 項水産業費中、第 11 目漁港漁場整備費のうち県土整備部関係、第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費、議案第 3 号平成 19 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 9 号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第 10 号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて及び議案第 23 号財産の処分に関し議決を求めることについての予算議案及び予算関係議案等、以上 5 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○橋場県土整備企画室長 議案第 2 号平成 19 年度岩手県一般会計補正予算（第 3 号）中、県土整備部関係の歳出予算について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 4 ページをお開き願います。6 款農林水産業費 46 億 8,988 万 7,000 円の増額であります。県土整備部の所管分は 7 億 8,590 万 9,000 円の増額補正であります。

次に、8 款土木費の 1 項土木管理費から 6 項住宅費までの補正予算額 103 億 7,881 万 1,000 円の増額補正であります。

次に、6 ページをお開き願います。11 款災害復旧費は 2,676 万 1,000 円の増額補正であります。あわせまして県土整備部関係の 6 月補正予算額は 111 億 9,148 万 1,000 円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書で御説明申し上げます。予算

ようするものであります。

2目河川改良費であります。河川激甚災害対策特別緊急事業費は、一関市東山町一級河川砂鉄川の整備に要するもの、総合流域防災事業費は、野田村二級河川明内川ほか9河川の改良工事及び災害関連情報の提供等のソフト対策に要する経費、治水施設整備事業費は、久慈市長内町の二級河川長内川ほか16河川において国庫補助の対象にならない河川の改修に要する経費等を補正しようとするものであります。

3目砂防費であります。3行目の総合流域防災事業費は、土木災害防止法に基づく基礎調査に要する経費等で、がけ崩れ危険住宅移転促進事業費は、土木災害特別警戒区域内に居住されている住民の方々が移転することについて合意形成が得られた場合、住宅移転に要する経費を補助しようとするものであります。

次に、52 ページをお開き願います。6目河川総合開発費は、遠野第2ダム建設事業に要する経費等を補正しようとするものであります。

次に、53 ページ、4項港湾費、2目港湾建設費であります。港湾改修事業費は大船渡港永浜山口地区のふ頭用地へのアクセス道路の整備に要する経費等を補正しようとするものであります。

次に、54 ページをお開き願います。5項都市計画費、2目街路事業費であります。土地区画整理事業費と緊急地方道路整備事業費は、盛岡南新都市地区等の整備に要する経費、地方特定道路整備事業費は、宮古市栄町の宮古港線の整備に要する経費等を補正しようとするものであります。3目下水道事業費であります。過疎地域公共下水道整備代行事業費は、西和賀町湯田処理区の処理場増設に要する経費等を補正しようとするものであります。

次に、55 ページの6項住宅費、1目住宅管理費は、岩手の地域性を反映した岩手型住宅ガイドラインの策定に要する経費であります。2目住宅建設費は、陸前高田市の県営鳴石団地など公営住宅の建設に要する経費を補正しようとするものであります。

次に、63 ページをお開き願います。11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、2目港湾災害復旧費は、平成18年に発生した港湾災害復旧事業の国直轄施行に伴う県負担金を補正しようとするものであります。

次に、恐れ入りますが、議案(その2)に戻っていただきたいと思っております。11ページをお開き願います。議案第3号平成19年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億9,452万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億1,088万2,000円とするものであります。

次のページにまいりまして、歳入についてであります。2款財産収入、1項財産売払収入は、久慈港半崎地区の工業用地売却代金であります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金は、事業費の増額に伴う補正であります。

6款県債は、港湾施設整備事業に充当するものであります。

次に、13 ページの歳出であります。1款事業費、1項港湾施設整備費は、久慈港半崎

地区の土地売却代金の一般会計への繰出金及び大船渡港長浜山口地区の埠頭用地造成に要する経費を補正しようとするものであります。2項工業用地造成費は、久慈港半崎地区の整地等に要する経費を補正しようとするものであります。

次に、建設事業に係る経費の一部を負担させる議案2件について御説明申し上げます。議案(その2)、21ページをお開き願います。議案第9号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは平成19年3月15日に議決をいただいた土木関係の建設事業に係る市町村の負担金について、建設事業に要する経費の額の変更に伴い、表に定めるとおり受益市の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、22ページをお開き願います。議案第10号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは今回実施する土木関係の建設事業に要する経費の一部を新たに受益町村に負担させようとするものであります。

次に、議案第23号財産の処分に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案(その3)の42ページをお開き願います。あわせて、お手元に配付しております付託議案資料の3ページを御覧願います。

財産の処分に対し、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産の処分に関し議会の議決を求めるものであります。

処分する目的は、久慈港半崎地区の工業用地を八戸市に本社を置く北日本造船株式会社の久慈工場の増設用地に供するためのものであります。

財産の処分に至った経緯であります。北日本造船株式会社は平成17年10月、久慈港半崎地区の土地を取得し、北日本造船株式会社久慈工場として平成18年5月から操業しているものであります。今回隣接地に船体ブロック工場を増設し、生産量の一層の拡大を図るため、工場用地の取得の申し入れがありました。

今回処分する土地は、地域産業の振興に資する目的で造成された久慈港の工業用地でもあり、また北日本造船株式会社が増設計画を持って取得するものでありますことから、売却することが適当であると判断いたしました。

なお、北日本造船株式会社は、岩手県及び久慈市の誘致企業でありまして、工場増設によりまして、さらなる地域の雇用の創出に資するものと期待されております。

次に、処分する財産であります。資料4ページの平面図を御覧願います。黒で着色した箇所が平成17年に処分した土地です。その土地を挟んで赤く着色した箇所、これは3筆で構成されていますが、この3筆が今回処分しようとする部分であります。

所在地は、久慈市の中心部から北東約6キロメートルに位置する久慈市夏井町閉伊口地内の半崎地区の土地で、細目は雑種地、数量は3筆合わせて2万8,162.68平米、処分価格は2億7,461万1,198円であります。

処分の方法は、随意契約による売り払いとなるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○平沼健委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 一つは、財産処分にかかわってですけれども、今の説明の資料の1と3、赤い部分ですね。実は去年の9月でしたか、高潮災害がありましたね。10月だったかな。あのときにこの3の部分まで波がどどんかかかっていって、実際、この黒の部分も被害があったのです。だから、これをぱっと見て、3のところを買って大丈夫なのかなという感じがするので、こういったことについては何か対策とか立てているのかどうか。

○竹本港湾課総括課長 久慈市半崎地区の工業用地に係る海側の災害復旧について御説明します。

半崎地区においては、委員御指摘のとおり、昨年9月、台風12号並びに10月の低気圧風雨により被災し、工場にも浸水があったところがございます。この災害復旧につきましては、5月29日に入札を行い、既に契約済みでございまして、来年の1月末を目指して早期復旧に努めることとしております。したがって、この工事によって浸水被害というものを食い止めるように鋭意努力したいというふうに考えております。

○嵯峨耆朗委員 自然ですから、どんなのが来るかわからないけれども、とりあえず災害復旧という形で、この間のような状態については、ある程度防御ができるという理解でいいでしょうか。

○竹本港湾課総括課長 当該箇所は、工場から海側に向かいまして護岸のパラペット等を設置したところがございますが、これが被災によって壊れてしまったというのが浸水の大きな原因でございます。これを復旧することによって被害を食い止められるというふうに考えておりますし、また、越える波に対する対策としても、また土堤を築くなど、被害を軽減できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○嵯峨耆朗委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、全然違うことですが、県内の川を全部を見ているわけではないですが、河床の増高というのですか、表現がちょっとわかりませんが、河床に結構土砂が堆積して高くなっていると。そうすると、今の景観とか環境とかということに関して、取らないで残しておけとか、久慈でもそういった議論をする団体もありますけれども、そういった考えについてはどう認識されているのか。恐らく河床が増高すると川の水をためる力が落ちますよね。そうすると、水害を引き起こす可能性がある。その辺をどういうふうに認識しているのでしょうか。

○若林河川課総括課長 今委員の方から、河川の河床に土砂が堆積をして、それが流下する能力が不足をして、洪水の被害が懸念されるということですが、県下全体のいろいろな河川で、やはり砂利がたまっているところがあります。この間もちょっと新聞報道にありましたけれども、久慈川等については、やはり大分たまっているという傾向があります。その中で、

実際には川の中でも私有地もございますので、その部分についてはなかなか難しいのでありますけれども、全くの河川用地につきましては、支障があると認められるのであれば、河道掘削等に対応しているところでもあります。ただ、現在治水施設整備事業費、それから維持管理費も予算が余り多くないものですから、厳しい予算の中でそれに対応していったというのが現状になっております。

もう一つ加えて、17年度から第8次の砂利採取計画がございまして、その手法も取り入れながら、あわせて対応しているのが現状でありますし、今後も流水阻害等が懸念される箇所につきましては、必要なところについて維持管理費等で対応してまいりたいというふうに考えております。

○嵯峨耆朗委員 ぜひお願いしたいと思うのです。実際に現場に行ってみると柳の木ですか、柳ってすごいではないですか、物すごく太くなって、川の真ん中にどんと立っているような状態、これは久慈だけではないと思うのです。軽米ではないですが、多分ああいうところで流木がふさがってダム化すると、簡単に溢れますよね。恐らくいざそうな場合には管理責任とか、そういったのが問われてくるのではないかと思うのです。ですから、環境保全とかそういったものも重要でしょうけども、それとのバランスで。明らかにだれが見てもそういう可能性があるような感じですので、ぜひとも全般的に見て対処をお願いしたいと思います。

○阿部富雄委員 まず最初に、公共事業全般のことについてお伺いします。今議会でも百十何億円かの補正がなされているわけですがけれども、県の方では公共事業の厳格な選択と戦略的な集中を行うと、こういうふうな方針でここ何年か来ているわけですね。特に、その中でも産業の振興を支援する交通ネットワークの構築を図るのだと、こういうようなことを掲げて、特にその中でも2つ、港湾と内陸を結ぶ物流ネットワークの構築だとか、それから1次産業や観光振興を支援するネットワークの構築だとか、こういうふうにしている。それはいいのですが、問題は、さらにそれに加えて、投資効果の早期発現に直結する事業箇所の厳選と重点的投資を行うと、こういうふうになっているわけですね。

果たして、私は、こういうふうな方針を掲げてやっているにもかかわらず、その投資効果の早期発現というのがなかなか見られないというふうに思っているわけでありまして。県土整備部とすれば、早期発現というのをどのように受けとめていらっしゃるかをお尋ねしたいと思います。

○橋場県土整備企画室長 委員御指摘のように、当初予算、それから6月補正などの編成につきましては、徹底した事業の見直しという選択と集中を図り、社会基盤整備が産業振興を支援するという形の視点が1つと、それから安心、安全な県土づくりということで、重点事業等へ集中投資を図った予算編成をしたところでもあります。特にその投資効果に着目する点に当たりましたは、事業の箇所の早期完成という視点で取り組んでおります。その箇所については、後ほどまたお話することになると思いますけれども、それがまず一つ大きなものであります。

それから修繕関係、これは維持関係で計上してきておりますけれども、それについては前年度比較で若干ではありますけれども予算増と、パーセンテージを上げまして措置することによって、緊急の、それから県民の要望にこたえるような予算編成をして、めり張りをつけたつもりでございます。

○阿部富雄委員 抽象的にお聞きしましたから抽象的な答弁にしかならなかったのですが、では具体的にお伺いいたします。例えば仙人峠道路はことし開通しました。ここには、国、県事業費合わせて700億円の投資ですね。それから、釜石港公共埠頭、これには140億円投資しているという。さらに、湾口防波堤、これは1,300億円という莫大な金を投資しているわけですね。こういう3つの、釜石地方にとっては巨大プロジェクトといたしますか、3大プロジェクトが完成したということで、これから発展するのだということですよ。では、その3つの2,140億円、さらに上郷トンネルに50億円ですから約2,200億円の膨大な投資をして、果たして投資効果というのはどうだったのですか。早期に投資効果が、投資の回収が見込めると、そういうふうに見込んでいるのでしょうか。その具体例についてお尋ねしたいと思います。

○西畑県土整備部長 早期に投資効果を発揮するという点について、ちょっと抽象的に、先ほど室長から答弁いたしましたけれども、具体的に申し上げますと昨年度は510カ所ぐらい仕事をしております。今年度は、補正予算も含めて410カ所に減らしました。それから、今回の補正予算も含めまして平成19年度に完了する箇所集中的にお金をつぎ込んで、410カ所のうち107カ所を今年度に完了させようというふうに考えております。こういったことが事業効果の早期発現、それから事業の選択と集中だと考えてございます。

それから、仙人峠道路につきましては本県の横軸の大動脈となる、いずれ東北横断道釜石秋田線とつながる大事な動脈の一部でございますし、その一部についても、当然事業費の何倍もの投資効果を見込んでおるところでございますし、国の事業の湾口防波堤につきましても、津波あるいは高潮、そういった防災上の部分、それから湾内の静穏区域の確保といった観点から、膨大な事業費ではございますけれども、事業費の便益の効果は確保しておるといふふうに聞いてございます。それから県の上郷道路、また、仙人峠道路の一部も県でやっておりますけれども、これもきちっと事業評価をして、投資効果をきちんと確認しておるところでございます。

なお、3月中旬から4月にかけてそれぞれが供用いたしましたので、さらに物流関係で、仙人峠道路については交通量はかなりふえてございますけれども、港湾、それから道路と、ますます使っていただけるように、物をつくるだけではなくて利用していただくようなことも取り組んでまいりたいと、かように考えている次第でございます。

○阿部富雄委員 投資効果の早期発現というのは、今部長が言ったように、今年度中に107カ所の道路を完成させることではないですよ、これは投資ですよ。投資効果というのは、その道路ができたことによってどれだけの物流が動くとか、観光にどのように貢献するかとか、それが投資効果でしょう。もちろん県土整備部の使命は、そのものをつくることとい

いますか、そういう基盤整備をするというのが基本ですから、それで終わりだと言えばそうかもしれませんが、少なくとも全県を見渡して、投資効果を早く上げるという意味で集中的な投資をやっているわけですから、それに見合う、産業振興につながるような対策というのをあわせてやらなければ、私はだめだと思うのです。

今まで仙人峠道路にしても、あるいは釜石公共埠頭工事にしても、平成4年ごろから始めているでしょう。これまで14~15年も時間かけてきているわけですから、少なくとも整備するというだけではなくて、関係する産業関係、観光関係と密接な連携をとりながら、ここは何年後には完成する、それに向けて我々は整備するから、そのための物流だとか、あるいは産業振興だとか、観光だとか、きちんとやっていきましょうという、そういう取り組みもしないで、投資効果の早期発現ということをやったってだめだと思うのです。

ですから、そのことを言うのであれば、県土整備部だけではなくて、関係する部局ともきちんと連携をとりながら、完成後にはこういうふうな活用ができる、活用させるという、そういう取り組みをあわせてやるべきだと思うのですけれども、そういう視点が極めて弱いと思うのです。いかがでしょうか。

○西畑県土整備部長 委員御指摘のとおりでございますが、私の答弁がちょっと舌足らずな部分があったので、補足させていただきたいと思えます。

仙人峠道路を通りまして、釜石の港から、関東自動車の車を今1万4,000台ぐらい出しているというふうな状況でございますけれども、これを飛躍的にふやそうということで、トップセールスで、知事に何度も名古屋に行ってもらっています。ですから、道路もよくなりますし、港も広がりますし、こういった形で港湾の関係の手数料なんか県も減免いたします。こういった形でぜひ使っていただきたいというような形をお願いしているところでございまして、当然商工労働観光部とも連携をとりながら、完成前から取り組んでおるところでございます。

それから、効果の部分につきましては、例えば仙人峠道路、3月18日に開通いたしましたけれども、その後1カ月で、平均の交通量が約1.3倍になっております。それから、土日でも1.6倍になってございます。あるいは大槌の方から池袋に行く高速バスも運行されておりました、それぞれ道路の整備を見込んで使っていただいているというふうなところでございまして、

不十分な点もあろうかと思えますけれども、これまでもそれぞれのものを使っていたということに一生懸命取り組んできたつもりでございまして、今後とも関係部局と連携をとりながら、ぜひ、つくった社会資本を有効に使っていただくという取り組みを重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

○阿部富雄委員 まあ、今の答弁に尽きるのかもしれませんが。例えば関東自動車工業が1万4,000台の車の搬出に利用しているということで、これをふやすということですが、本来は開通と同時にとは言いませんけれども、もう、すぐにふやせるような形で本来はやるべきなんです。1万4,000台をさらにふやす、トップセールスも含めてやるということは、

願望でしょう。やると言っていないでしょう、関東自動車工業は。働きかけをしているというだけのことでしょう。15年もかけてやってきているのですから、少なくともそういう取り組みはもっともっと早くからやってくるべきではなかったのかと私は指摘しているのです。

それから、もう一つは、3月18日に開通して、交通量が平日で1.3倍、土曜日、日曜日は1.6倍にふえている、これはいいことだと思うのです。だけれども、これは観光だとかいうことよりはむしろ地元の人たちが興味本位といいますか、完成したということで、通っている方が多いと思うのです。言っては悪いけれども、CO2をたくさんまき散らしているだけのことにしかすぎないような、極端に言えばそういうことにもなりかねないと思うのです。ですから、こういう公共事業に重点的に投資するというのであれば、さっき部長が言われたように、もっと早くから関係部局と連携をとって、完成したらばまさに皆さんが言うように投資効果が発現できるような、そういう取り組みを日常的にやっていくべきだということをお話したかったわけでありまして。このことについては指摘にしておいて、また別の機会にお伺いしたいと思います。

続けていいですか、委員長。

○平沼健委員長 はい、どうぞ。

○阿部富雄委員 道路維持費の中で世界遺産関連景観緊急対策事業というのが盛り込まれておりますけれども、これとあわせて、県南広域振興局ではこの倍の予算を計上して同じ事業をやるというふうになっているわけですが、県土整備部が掲げている事業と県南広域振興局がやろうという事業は、どうかかわりなのかをお尋ねいたします。

○水野道路環境課総括課長 平泉世界遺産関連景観緊急対策事業についてでございますが、県南広域振興局が独自に要求した予算をこの予算書にはのせております。この予算でもって、県南広域振興局が検討いたしました平泉のコアゾーン、あるいはバッファゾーンの中でコアゾーンを結ぶ主要ルートの防護さく等を改善するという事業を県南振興局が行うということでございます。

○阿部富雄委員 私がお聞きしたのは、県土整備部が予算化しているのは8億6,910万円ですね、ところが、県南広域振興局が予算化しているのは1億6,400万円なのです。この関連はどういうふうになっているかということをお聞きしたのです。

○佐々木企画担当課長 県南局の方で1億6,400万円計上してございますが、これは公安委員会管理分がございまして、警戒標識等の交通管理施設緊急改善ということで、警察費の方に計上になってございます。県土整備部の方で計上してございますのは、県の管理している防護さく、それから市町が管理する防護さくの整備に対する補助の分でございます。

○阿部富雄委員 わかりました。それでは、この防護さくを白色からダークグレーだとか、そういう景観に合ったものに変えるのだということですが、それは必要だということであればいいと思うのですけれども、問題は、防護さくを白色にしてきたという理由はやっぱりあるのですよね。要するに、路外に車両が飛び出さないように、あるいは路外に飛び出して

もガードレールにぶつかって、乗っている人たちの生命を守るとか、被害を最小限にすると。こういう視線誘導ですね。危ないとわかるように白いガードレールをつくっているわけですよ。今度の、防護さくを変えることによって、そういった急カーブがあるとか、カーブが連続しているとかいうところの安全対策というのは、どのような形で行われているのでしょうか。

○水野道路環境課総括課長 防護さくにつきましては、防護さく設置基準というのがございまして、今までは委員おっしゃるとおり白色でした。平成16年に、景観に配慮した防護さくの整備ガイドラインというのが出まして、これによって防護さくの色を白でなくて、景観にいろいろ配慮して考えていきなさいというようになったということでございます。

それで、今御指摘の視線誘導の件ですけれども、通常、ガードレールにはガードレールの上にデリネータといいまして、ヘッドライトが当たった場合に光るものを、直線ですと40メートルに2カ所ぐらい、カーブですとカーブの曲がりの大きさによってちょっと小まめに配置するとかして、ガードレール上にそういう光るものをつけておりますので、視線誘導はそっちの方で対応するというふうに考えております。

○阿部富雄委員 わかりました。それで安全が保てるというのであれば、私はいいと思いますけれども、従来から、白線というのはそういう意味ではなく、視線誘導を明確にするという大きな目的があってやってきたということをぜひ頭に入れて、安全対策を講じていただきたいと、このように思います。

あわせて、これは平泉に関するものですから言うのですが、そういう防護さくだけではなくて、例えば道路には道路附属物として標識とか、照明とか信号機もあります。それから東北電力、NTTの電柱とかさまざまな道路占用物があるわけです。防護さくだけを景観に配慮したものにしたりしても、こうした道路附属物とか、あるいは道路占用物との調和というものを図っていくことは、景観上大切なことだとされているわけですが、それらについてはどのような対応をしていくのでしょうか。

○水野道路環境課総括課長 今回の緊急対策事業では防護さくを改善いたします。それに道路標識あるいはデリネータという、白いもの、視線誘導標と申しますけれども、それも改善いたします。あとは警察の方では警戒標識を改善するという事で、標識類あるいは道路附属物と言われるものについては、一応この事業によって改善されるのではないかと考えております。また、委員おっしゃるその他の施設につきましては、緊急に変えることが可能かどうかちょっとわかりませんが、変えるときは、この方針に従って変えるような方向になるのではないかと考えております。

○阿部富雄委員 道路占用物はこの方針に従って変えることになるという言い方ですけれども、この予算を出してきた根拠ですが、いわゆる防護さく等に関するガイドラインを見ますと、そういった道路附属物だとか道路占用物等もあわせて景観に配慮したものにしたりするということから、マスタープランを策定して一貫した形のものでやりなさいよと、このような指針が示されていたわけですよ。そのことについての配慮というのはされなか

ったのですか。

○水野道路環境課総括課長 今回は、まず平泉の文化遺産を景観的にも保全するというこの事業で、コアゾーンあるいはバッファゾーンなりの、コアゾーンを連絡する主要ルートでこの事業をやって、標識等あるいは防護さくを変えるということでございます。

今後につきましては、かなり限られた予算ではございますけれども、今回のイコモスの現地調査もございますので、その調査結果なども踏まえまして、広げていく必要があるかどうかも含めまして考えていきたいというふうに考えております。

○阿部富雄委員 景観に配慮した防護さくの整備ガイドラインというのは、そんないいかげんなことは言っていないですね。こういうふうに言っているでしょう。本ガイドラインに示された事項に基づいて、景観に配慮した防護さくの設置、更新に当たってのマスタープランを定めることが基本である。まず、マスタープランを定めなさいよと。その後に防護さくをどうするか、占用物、附属物をどうするかを考えなさいと言っているわけです。その片方のガイドラインだけを取り出して整備するという、そういう指針ではないでしょう。まず、マスタープランをつくって、その上でいろいろな景観対策をやりなさいという、そういうふうな指摘をこのガイドラインはしているのではないですか。

○水野道路環境課総括課長 まず、県南広域振興局では委員会を開きまして、その中でマスタープラン的なものを策定いたしましてやっております。また、県内におきましても道路関係の防護さく、標識につきましては、このガイドラインに基づいて、まず県の方針を示しまして、県の防護さくは今後こういうことでやりましょうというような指針、つまり県の考え方ですけれども、それを各振興局等に流しまして、今後は県の防護さく、標識等についてはそれに基づいてやっていこうというような考え方を示しております。

○阿部富雄委員 わかりました。これからの対応を見守って、もしまた問題があれば御指摘をさせていただきたいと思います。続けてよろしいでしょうか。

○平沼健委員長 どうぞ。

○阿部富雄委員 港湾整備事業特別会計の中で、今回の財産の売り払いにかかわって3,500万円の整備費を計上するわけですね。売る直前になって造成費を計上するということがいかなものかなと、そういう疑惑を持たれるのではないかと思うわけでありますが、なぜ工業団地として整備してきたものが、売る直前になって3,500万円も費用をかけて整備をしなければならない事態に至ったのかをお尋ねします。

○竹本港湾課総括課長 今回、北日本造船が取得を予定している工業用地についてでございますが、委員御指摘のとおり、これは工業用地として売却するために整地を行っていたところでありますが、先ほどお話がありましたとおり、昨年の台風等によりまして浸水被害があったということで、工場への浸水を防ぐための土堤、それからかご枠等を現地に設置しているために、売却に当たってこれらを撤去する必要が生じたために、今回こういう予算を計上して整地した上で売却するというものであります。

先ほど申しましたとおり、浸水の主たる原因につきましては、災害復旧工事を並行して進

めるということで安全が確保されるという観点から、現在設置している土堤並びにかご枠を撤去しようとするものでございます。

○平沼健委員長 ちょっとお待ちください。室温が随分上がってきましたので、委員の皆様、そして執行部の皆様も、遠慮なく上着を取って結構でございます。

○阿部富雄委員 私はそこを指摘したかったのです。本来、災害復旧工事でやってもいい自身の工事を、改めて造成工事という形で計上することはいかがかなと。むしろ、本来であれば災害復旧の中でやるべき工事ではなかったのですか。

○竹本港湾課総括課長 災害復旧工事につきましては、その主たる原因となった災害原因のもとに原形に復旧するというのが原則でございまして、今回の措置につきましては、当面、現在護岸が壊れて波浪等に対して無防備な状況になっているということで、応急措置として、県の単費によりまして、土堤、それからかご枠を設置したところであります。この災害復旧工事ができた段階ではそれらが必要なくなるという判断のもとで、造成した上で売却したいというふうに考えているところです。災害復旧工事においては、これまでなかったものに対する施設の設置というものが認められないために、今回の特別会計においてそれらの措置を行おうとするものでございます。

○渡辺幸貫委員 素朴なことを聞きますが、この間、我々の委員会で仙人峠道路並びに釜石港の埠頭を見ました。東北自動車道ができて、平成3年ぐらいだと思えるのですけれども、釜石からの道路は北に向かって、90分構想で盛岡に向かっていくべきだという意見が高まって、結局北の方へ続いたと思うのですが、私の住んでいる江刺市まで下がってきた道路が急に上に行って盛岡に向かって行くわけですね。ところが、それに対して当時は、高規格道路で何とかそのうちにつなぐから、今回の高速道路は上に向けましょうということで、当時は決まったと思うのです。

ところが、改めて今回行ってみまして、そして高速道路の利用価値というのでしょうか、当時は盛岡に向けての90分が大切であったのでありますが、今は工業団地の物を搬出するためにこの立派な道路が必要だということで、ちょっとこの重みというか利用価値というものに対しての皆さんの議論がすりかわってきた。逆に言いますと、北ではなくて南の方がやっぱり大切だったのだらうなと。今振り返ってみても、北上だとかもう少し南の方に直結していれば、金ヶ崎なり北上なり江刺の工業団地の物がすんなりと釜石港に向かって行ったのだらうけど、それが北へこう上がっているという部分を含めてですね。

あれから今日まで、全体が国が全額負担をする高速道路であったのが、4分の1ぐらいは県が負担するようになったと。その辺、私も大変浅学で最近知ったのですが。そのように県も負担をするようになってくれば、県の重点の置き方が変わってきたことを考えると、あんなに立派な土堤の高速道路でやるよりも、ちょっと低くてもいいから高規格道路をちょこっと北上か水沢の方に向けてやったら、なんぼか東京に近くて、利用価値もまた高まって仙人道路がもっと生きるような気もしないでもないのですが、高速道路の規格は今までと同じように、あくまでも高速道路でやろうとすることは変更できないのかどうかというこ

とが1点。

2点目は、昔南に向かって高規格道路をつくりたいなんていう意見があったわけけれども、それは立ち消えになっているかという、この2点をお聞きしたいと思います。

○深澤道路建設課総括課長 ただいま、2点ほど御質問あったと思います。まず第1点の計画変更でございますが、これは国土開発幹線自動車道建設審議会、いわゆる国幹審の中で決められたものでございまして、変更はなかなか困難ではないかなというふうに感じております。実際に事業はどんどん進んでおりますので、これから変更するとなれば相当大変な手続等が必要となりますので、現実的には困難なかなというふうと考えております。

それから、南方向へのことでございますけれども、我々の事業費が少ない中で、岩手県全体の道路網をどうするかという観点で考えなければならぬわけですが、港湾からの物流を県の陸部に何とかできるだけスムーズに持っていけるように、いわゆる港湾との連携ということでいろいろ対応を考えております。例えば大船渡港から国道397号とか、釜石港からの283号とかいろいろ対応しておりまして、今のままで十分なのかどうかということも、今勉強中でございます。どうなるか結論はわかりませんが、勉強中でございます。いずれにしても、いわゆる物流ネットというのは県内の産業、ひいては沿岸の振興のためにも非常に重要なものと認識しておりますので、これからも勉強しながら効率的な物流に資するように頑張っていきたいと思っております。

○平沼健委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決をいたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第17号岩手県手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○沢口都市計画課総括課長 議案第17号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。議案(その3)の32ページ及び33ページを御覧ください。あわせて説明資料として県土整備委員会付託議案資料をお手元に配付しておりますので、1ページをお開きください。

まず、条例案と説明資料の関係について御説明させていただきます。32ページ、33ページは条例の別表です。そして、左が改正前、右が改正後で、下線部が改正部分ですが、対象となっている各欄の左上、事項の項に番号が振っております。20番とか36番とか37番。

まず、20番は、説明資料において、2の条例案の内容の(1)の箱の中の、優良宅地認定関係に該当します。優良宅地等の説明は後ほどさせていただきます。この(1)は法律に基づく事務で、下の方に(2)がございますが、これは施行令に基づく事務であります。

同様に、議案32ページの36番は、説明資料の(1)の優良住宅認定関係、37番は2の(2)の特定民間再開発事業認定関係に該当します。

それでは、以下説明資料で御説明いたします。

1の制定の趣旨ですが、箱の中にも記載しておりますとおり、優良宅地等の認定についてということですが、優良宅地等の認定は租税特別措置法で規定されているもので、優良な宅地や住宅の供給に資する土地、これらの土地の譲渡等について税制上の優遇措置を講じることにより、一定の技術基準を満足した優良な宅地、住宅等の供給の促進等を図ろうとするものです。この優良宅地等の認定について規定する租税特別措置法は、端的に申し上げますと、所得税や法人税等の軽減、免除などの特例を設けた法律ですけれども、この租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、次の2の条例案の内容の(1)、(2)の優良宅地、優良住宅及び特定民間再開発事業の認定関係について、所要の整備を行うものです。

まず、優良宅地について説明させていただきます。説明資料の2ページ、参考と記載しているところを御覧ください。優良宅地の説明に当たり、まずは箱の中の都市計画法に基づく開発許可について説明をさせていただきたいのですが、主として建築物等の建築などの用に供する目的で行う土地の区画形質の変更、いわゆる建築のための造成等ですが、これを開発行為と呼んでいます。盛岡市、矢巾町、滝沢村では、市街化区域、市街化調整区域を定めており、市街化調整区域では一定の要件を満たすもの以外の開発行為、いわゆる造成は認められませんが、市街化区域では1,000平米以上の開発行為には知事等の許可が必要とされています。

一方、盛岡市、矢巾町、滝沢村以外の市町村の、例えば都市計画区域内では3,000平米以上の開発行為を行う場合、知事等の許可が必要になります。この許可を得た開発行為は、租税特別措置法で税制上も優遇措置を講じられることとなりますが、今回対象となる優良宅地とは箱の下の部分ですが、例えば3,000平米未満で開発許可を必要としない一団の宅地の造成について、一定の技術基準を満たしているものを優良な宅地として一定規模以上のものを知事が認定するものです。

その技術基準につきましては、都市計画法に基づく開発許可の技術基準に適合することとされておりまして、例示といたしましては道路、公園、広場等の公共空地が確保されていること、給排水の施設が確保されていること、災害危険区域が除外されていること、地盤改良、擁壁の設置等の安全上の措置が講じられていることなどがあります。

優良住宅とは一団の住宅、中高層の耐火共同住宅等の建築について、一定の技術基準を満たしているものを優良な住宅として、一定規模以上のものを知事が認定するものです。

その技術基準につきましては、住宅の床面積が40平米以上200平米以下であること、台

所、水洗便所、洗面設備、浴室、収納設備を備えたものであること、別荘ではないこと、住宅の床面積の敷地面積に対する割合が10分の1未満でないことなどがあります。

次に、特定民間再開発事業とは、特定の区域内において、施行地区内の土地の利用の共同化を図るために行う中高層の耐火建築物の建築について、一定規模以上のものを知事が認定するものです。

その要件につきましては、地上階数4階以上の中高層耐火建築物の建築を目的とすること、土地や建物の所有者、借地権者が2人以上で土地を共有すること、都市計画において定められた道路、公園、広場等の公共空地が確保されていることなどがあります。

説明資料の1ページにお戻りください。次に、租税特別措置法等が一部改正となる背景についてですが、3の施行期日であります都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い改正となるものです。条例において引用している租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の条項番号が改正されることから、所要の整備を行うものです。したがって、条項番号は改正となりますが、認定対象や手数料などには一切変更がないものです。

最後に、3の施行期日については、租税特別措置法等の関係部分の改正の施行期日である都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○平沼健委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 余りよくわからないのだけれども、この優良宅地とか優良住宅とか、具体的、事例的にこういうものとかというふうにイメージできるものは示せるものですか。聞いていてもちょっとびんとこないです。こういうところだとか、これだとか、あるとすれば聞きたいのですが。

○沢口都市計画課総括課長 先ほど許可基準に該当する面積というものは申し上げましたが、それに該当しないものは、例えば道路とか、一定の水準で整備された開発がございます。そういうような開発区域内の土地について、譲渡する場合の税制について優遇を図ろうというものでございます。

○嵯峨耆朗委員 例えばよく民間業者なんかでも宅地を造成しますよね。その3,000平米未満なのか、それはわからないのですけれども。そういったイメージでいいですか。宅地としてどうのこうのとか、余り考えない方がいいのか、ちょっとわからないのですけれども。

○沢口都市計画課総括課長 おっしゃるとおり、通常の民間の開発というふうにとらえていただいていると思います。ただ、申し上げたいのは、その中でもある程度の水準を確保されたものというように御理解賜ればと思います。

○平沼健委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○平沼健委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○平沼健委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○平沼健委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。この際、ほかに何かありませんか。

○小田島峰雄委員 3つばかりお尋ねをいたしたいと思います。第1点目は、公共事業に関連してでありますけれども、私の記憶によれば、県全体の公共事業費は、平成10年時点で3,200億円弱だったと思います。それが平成18年度の決算では1,200億円強と3分の1ぐらいになっております。県土整備部の所管予算でも大体同じような傾向かと存じますけれども、そこでお尋ねいたしたいのは、この県土整備部の予算の中に、国直轄事業等の負担金があるかと存じます。これも年々かさんできているかと思っておりますけれども、それが全体予算の何割を占めて、大体どの程度の額になっているのかというのをまずお聞きしたいと思います。

この国直轄事業の負担金というのは分類上、恐らく公共事業の関係費に算入されているかと思うのであります。そうしますと、国直轄事業負担金等を控除いたしますと、実際には本当の意味の任意的経費というのは相当制約されているのではないかと思います。そのようなところもお聞きしたいと思います。

2点目でございます。いわて花巻空港の整備に関係してお尋ねしたいと思います。御案内のとおり、さまざまな議論がこの空港に関連してございました。そういう中で、県では凍結予算を解除いたしまして、さきの県議会で議決になったわけでございます。先に向かってまた再スタートを切ったということは大変喜ばしいことと存じます。

設計の内容等については、今精査をされておられるのではないかと思いますけれども、設計の内容等について、差し支えなければ詳しくお聞かせいただきたいと思っております。進捗状況、発注見込み、そしてまたいつ完成するのか、再来年の連休前という報道もございますけれども、そういう認識でいいのかどうか、そういうところについてお尋ねをいたしたいと思います。

3点目でございます。先ほどの嵯峨委員の御質問に関連するわけでございますけれども、実際に私どもの地域におきましても、2級河川、準用河川を問わずに土砂が堆積をいたしまして、実際には流れが非常に悪くなっているところがたくさんあるわけでございます。そこで、先ほど若林総括課長さんの答弁によれば、支障がある場合には河道掘削とかしゅんせつ等の方法により行うのだと。しかしながら、予算に制約をされますからなかなか手が回らないという趣旨の答弁をされたように思っております。

実際には、私どももいろいろ詳細を聞きますと、県の方では、いや、それは予算の問題ではなくて、実際には堆積土砂の上にもいろいろ木が繁茂してくると、環境保全の観点から伐採

できない、撤去できないという理由で、なかなか河道掘削もしゅんせつもできないのだと。この点は先ほどの答弁のとおり、純粋に予算の関係でできかねているのだというふうに理解していいのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○佐々木企画担当課長 1点目の直轄負担金についてお答え申し上げます。

平成19年度の6月現計予算では、県土整備部関係の直轄事業負担金は160億円ほどになります。ちなみに、平成18年度の当初予算では161億円でございますので、ほぼ横ばいというところでございます。

直轄事業負担金の予算に占めるシェアでございますけれども、県土整備部で所管しております普通建設事業のうち、今回の6月現形で直轄分のシェアが24.2%となっております。これを当初予算ベースで、県の予算が一番ボリュームの大きかった平成10年度と比較しますと、平成10年度の県土整備部の普通建設事業の中での直轄のシェアが12.5%でございますので、おおむね倍程度ということになって、委員御指摘のとおり、直轄のシェアがふえている分、補助もしくは単独として行うところのシェアが小さくなってきている状況でございます。

○白崎空港課総括課長 花巻空港の整備、花巻空港ターミナルビルの整備についてお尋ねをいただいております。

まず、1点目の設計の内容でございますけれども、現在の空港ターミナルビルは昭和58年にできたものでございますが、それと比較いたしまして、国際線の施設の機能の拡充、それから各種ロビーの狭隘の解消、あるいはユニバーサルデザインを図るための措置を講じまして現存のビルが抱えている諸課題を解決することとしております。

総面積ですけれども、現状のターミナルビルが約6,300平米ほどございますが、それを7,500平米にということで1,200平米ほど増加させる予定でございます。

国内線につきましては、国内線の待合室を一部撤去いたしまして、300平米ほど減少、それから国際線につきましては、施設の拡充が求められているところでございます。出国待合室の増加でありましたり、あるいは税関、入国管理に事務室や検査場を増設する予定でございます。940平米ほどふえる予定でございます。

また、共用施設につきまして、授乳室であったり救護室、各種ロビー、こういったアメニティに関する部分が足りないわけでございますが、ここを1,000平米ほど増加させるという予定でございます。このような見直しを行ってございます。

次に、スケジュールについてお尋ねがございました。現在基本設計終わりました。実施設計に移っているところでございます。また、ビル会社におきまして金融団、株主である銀行との間で融資の調整を進めているところでございます。今後ですけれども、9月頃には公告を行いまして、年内には工事に入りたいと、このように思っております。

最後に、供用開始の時期についてお尋ねいただいておりますが、現在のところ平成21年の春を予定してございます。3月か4月かというところ少し微妙なのですけれども、平成21年の春ということでゴールデンウィーク前の供用開始を目指したいと考えております。

○若林河川課総括課長 川の中にある土砂の堆積と、それからそこに繁茂している立木についてどう対応していくかということでした。個々の場所で、例えば貴重な野鳥がいるとか、貴重な植物とかがあるということで、実際にやれない部分も確かにございます。それは、それぞれの河川で見えていただいている植物の専門家とか鳥類の専門家等に御相談をしながら、ここについては手を入れないでほしいというような御指導もいただきながら、やっているところであります。

実際はいろいろな箇所がございまして、やはり治水に支障になるのであれば、絶対にそれは取らなければいけないというのが、河川管理上必要でございまして、どうしても支障になっているという部分については、取っていく努力をしていくことが必要になっていくと思います。少ないながらも、維持管理の予算で、平成18年4億1,000万円であったものを、実は建設事業費を削っても維持管理費をふやそうという方針で、ことしは4億6,100万円ほど計上いたしましたところがございます。よって、この増額した中で緊急性に応じながら、治水の支障になっている箇所について手当てをしてまいりたいというふうに考えております。

○佐々木企画担当課長 先ほど直轄の関係で数字を申し上げましたが、一部誤りがございましたので訂正させていただきたいと思います。

平成10年度の当初予算ベースで直轄のシェア12.5%と申し上げましたが、12.5%は2月補正後の最終予算ベースでございました。当初予算ベースでは平成10年度は10.3%、ちなみに、当初予算ベースで県の予算が一番大きかったのが平成9年度でございまして、県土整備部の普通建設事業における直轄シェアは10.0%でございます。ですから、平成19年度の6月現計でのシェアが24.2%でございますので、そこと比べますと、既に2.3~4倍ということになってございます。以上、数字の訂正でございます。

○小田島峰雄委員 この公共事業についてでございますけれども、御案内のとおり非常に急激な公共事業費の削減が行われてまいりまして、特に建設業界を中心に悲鳴に近い声が聞こえてまいります。昨今の県の財政状況からやむを得ない部分もございまして、急激に削減をしたために生ずるさまざまな問題もあるわけでございます。できれば、なだらかな曲線を描いて目標数値に近づけていく努力が必要なのではないか。もちろんそういう御努力はされているのでしょけれども、公共事業の確保については、なお一層の御努力をいただきたいと思うところでございます。

空港については承知をいたしました。早急に発注手続をとられて、早期に供用開始をいただきたいと思います。

河道掘削の関係でございまして。結局土砂が堆積をして、相当期間放置をしておけば、当然木が生えたり貴重な植物が生えてきたり、鳥が飛んできてと、こういうことになるわけでございます。その結果がより川幅を狭めて新たな災害を誘発するということになるわけでございます。早急はその予算を確保してやっていたら、そういう問題も生じないだろうと思います。なかなか、これもお金の伴う話でございますからしょうがない部分もございまして、そういうことを申し上げておきたいと思っております。

○平沼健委員長 ほかに何かございませんか。

○阿部富雄委員 極めて単純な質問でございますけれども、ことしは統一地方選挙がございました。それから、間もなく参議院、そして衆議院の補欠選挙も行われる予定であります。県管理の道路敷地内に、事前ポスターと称されるものがかなり張り出されている傾向が見られたわけでありまして。県が占有許可を与えたものは何件あるのでしょうか。それから、無断で占有したために撤去命令を出したものは何件あるのでしょうか。総体としてそういう占有がどの程度されたと把握されているのかをお尋ねいたします。

○水野道路環境課総括課長 選挙活動用の看板についてでございますけれども、道路占有の関係なのでございますけれども、申しわけございません、今資料を持っておりません。

○西尾まちづくり担当課長 屋外広告物の関連で、選挙ポスターも対象として該当してございますけれども、公職選挙法に基づくポスターと選挙管理委員会が認めたものについては、公示日から選挙当日までは許可を要しないということになってございます。その範囲内で対応していただくように、県としてはお願いしてございます。

○水野道路環境課総括課長 失礼いたしました。先ほどの選挙用の看板の道路占有についてでございますけれども、通常この選挙用の活動看板は、公益占有物というものに該当しないものですから、原則として道路占有は許可しておりません。

○阿部富雄委員 公益占有物には該当しないので許可していないと。

○水野道路環境課総括課長 はい。

○阿部富雄委員 それはいいのです。もちろんそうだと思います。ただ、現実には県管理の国・県道で、かなりはらんしていたというふうに思っておりましたし、現在も一部はそういうふうな状況にあると思うのです。ただ、その管理者として許可していない、それで終わりなのではないでしょうか。

○水野道路環境課総括課長 基本的には、占有された方、設置された方に撤去するようお願いしております。もしそれでも撤去していただけない場合には、警察等の立ち会いのもとに県で撤去して一時保管するというような方法をとってやっておりますけれども、委員御指摘のとおり不徹底な部分があるかもしれません。

○阿部富雄委員 不徹底な部分があるかもでしょう。そんないいかげんなことを言っているからだめだと言うのですよ。管理者ではないでしょう、それでは。少なくとも許可していないのであれば、それなりにきちんと対応すべきでしょう。しかも、各振興局に配置されている県土整備部の職員は、日常的に道路パトロールもやっているでしょう。何のためのパトロールですか。そんな管理もできないような職員を配置すること自体、間違いだと思いませんか。

○水野道路環境課総括課長 確かに日常の道路パトロールをやっております。そういう中で、道路占有については監視しているわけでございますけれども、今後はその内容について徹底いたしまして、不法占有については撤去していただく、あるいは撤去するようにしていきます。

○平沼健委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○平沼健委員長 ほかになければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営について御相談がありますのでお待ちください。

次に、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りします。次回、8月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、総合評価落札方式及びアセットマネジメントについてとしたいと思います。

また、次々回、9月に予定しております閉会中の委員会であります。所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、岩洞第一発電所についてとしたいと思いますが、これらに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

追って、継続調査と決定した本件については、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

次に、10月29日から31日にかけて予定しております全国調査についてお諮りいたします。お手元に配付いたしております調査計画(案)により実施することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

また、当委員会の県内調査については、さきの委員会において決定いただきましたとおり、7月30日、お手元に配付の日程で実施いたしますので、御参加をお願いいたします。皆様参加ということでよろしいでしょうか。

(「はい、よろしいです」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 はい、わかりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。